

## 7. アメリカ

### (1) アメリカの女性の活躍推進に係る取組の特徴等

#### ・ 基本法制等

- 1920年に、合衆国憲法修正第19条により、性別を理由として投票権を拒否または制限することが禁止された。
- 1964年に公民権法第7編が制定され、人種、皮膚の色、宗教、出身国、性別に基づく雇用差別を禁止され、女性に対する雇用上の差別を解消する基盤が整備された。

#### ・ 政治分野

- 1980年の党大会において民主党は、民主党大会において男女の代表者が半数ずつとなることを党憲章で保障し、党大会における女性の割合を男女同数とした。また、共和党も民主党の動きに呼応して、党大会における女性の割合拡大を推進した。
- アメリカの女性候補者支援においては、エミリーズ・リスト (Emiry's List) 等の自主的な政治活動団体が重要な役割を果たしている。

#### ・ 行政分野

- 公民権法第7編の具体的施策として、政府調達において、性別等に基づく差別を禁止するとともに (大統領令11246 (1965年発行))、女性が所有・経営する企業を優遇する施策が数多く実施されている (大統領令12138、女性の企業所有法等)。
- 1978年に公務員制度改革法を制定し、連邦政府職員の女性の割合を、アメリカ全体の労働力人口における女性の割合と同じ水準とすることを目標とした。各省庁は、女性等の割合がその目標を下回る状況を解消する取組を実施している。
- 短時間勤務を可能にする施策 (1978年制定) 等により、連邦政府におけるワーク・ライフ・バランスが推進されている。

#### ・ 経済分野

- 公民権法第7編の他に、1963年に平等賃金法が、2009年に賃金公正法が導入されて、賃金面の不平等解消が図られている。
- 伝統的に法を通じた労働関係への介入には消極的であり、雇用面における事業主に対する法的規制・援助等は、連邦政府、州・市政府の各レベル共に少ない。
- 1993年に家族・医療休暇法が制定され、本人や家族の健康状態、子どもの育児、家族の介護を理由とする無給休暇制度が導入されたが、無給休暇制度であるため、経済的負担は避けられないという問題がある。
- 女性起業家の支援には積極的であり、米国女性ビジネス協議会が女性起業家を支援するために政策提言を行っている。